

効力発生は平成25年10月19日 和歌山県最低賃金

時間額 **701** 円

必ずチェック最低賃金！
使用者も、労働者も。

和歌山労働局最低賃金ポスターデザインコンテスト

作者 和歌山コンピュータビジネス専門学校 平岡良規氏

	時間額 (円)	発効年月日	適用される労働者の範囲	
産業別最低賃金	鉄鋼業	818	H25.12.30	和歌山県の地域内で鉄鋼業（鉄素形材製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者
	百貨店、 総合スーパー	754	H25.12.30	和歌山県の地域内で百貨店、総合スーパー、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持ち株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が百貨店、総合スーパーに分類されるものに限る。）を営む使用者に使用される労働者
次に該当するものについては、産業別最低賃金の適用から除外され和歌山県最低賃金が適用されます。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務（鉄鋼業においてはさらに賄いの業務）に主として従事する者				

注1) 和歌山県最低賃金は、産業別最低賃金を適用する労働者を除く、和歌山県内で働くすべての労働者に適用されます。
著しく労働能力が低い人などについて、和歌山労働局長の許可を受けた場合には、最低賃金の特例許可金額が適用されます。

注2) 最低賃金の賃金には、次に該当する賃金、手当は含まれません。

- ◎ 臨時に支払われる賃金
- ◎ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金
- ◎ 時間外、休日及び深夜労働に対する割増賃金
- ◎ 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

詳しくは 和歌山労働局または最寄の労働基準監督署まで